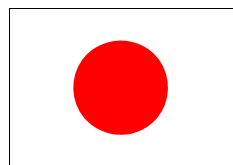


日豪EPAの概要

新たな原産地手続(自己申告制度)を 中心に



平成27年1月
財務省関税局

本日の説明事項

I.原産地手続の概要

- 1.はじめに
- 2.日豪EPA税率適用のための条件
- 3.証明制度

II.自己申告制度について:日豪EPAにおける新たな制度

- 1.日豪EPAにおける原産地手続
 - ①原産品申告書
 - ②原産品であることを明らかにする書類
 - ③具体的な申告方法
- 2.記録の保管義務
- 3.事後確認手続等
- 4.豪州に輸出する際の留意点
- 5.情報提供等

III.原産地証明書

IV.通関手続上の留意点

- 1.協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- 2.協定発効後に原産地証明書又は原産品申告書・明細書が提出できない場合の対応
- 3.参考事項

I . 原産地手続の概要

「自己申告制度」導入に伴う原産性確認手続等

原産地手続とは

経済連携協定締約国からの貨物の輸入に対し当該協定で定められた特惠税率を適用するために必要な、当該輸入貨物が締約国の原産品であることを確認する手続。

新制度

日豪EPA（原産地規則章）において、新たに以下の制度を導入。

- (1) EPA税率の適用を受けるための原産性確認方法として、
- ・ 輸出国発給機関が発給する原産地証明書による証明方法（従来の方法）
- に加え、
- ・ 輸入者等が自ら作成した、輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法（自己申告制度）を導入

(2) 上記を踏まえ、

- ① 輸入国税関として、輸入貨物の原産性を確認するための手続を整備
- ② 輸出国税関として、相手国税関の情報提供要請に応える手続を導入

メリット

自己申告制度の下では、原産地証明書の取得が不要であり、輸出入関係者の手続が簡素となり、貿易円滑化に資する。

(※ 自己申告制度は、米・カナダ等先進国のEPAで広く導入されている)

原産品であることの確認は、

- ・ 輸入通関時の一定の資料の提出
- ・ 事後的な確認手続により可能

日豪EPAに基づく特惠税率適用のための条件

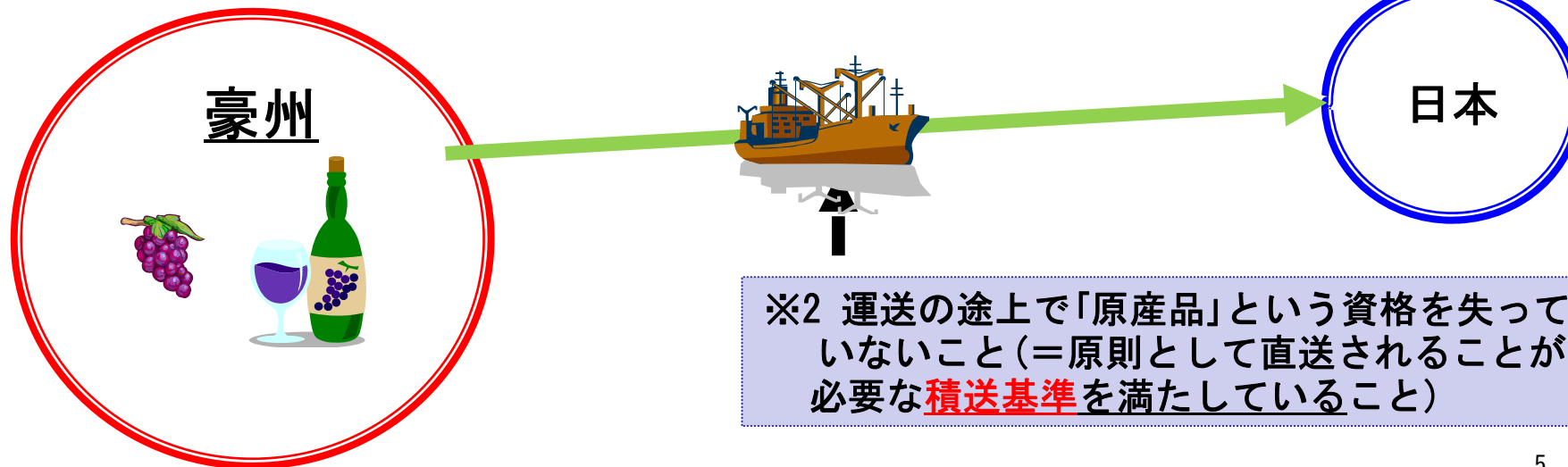
3つの条件

①EPA税率 輸出入される産品に関し、**日豪EPA税率が設定**されていること

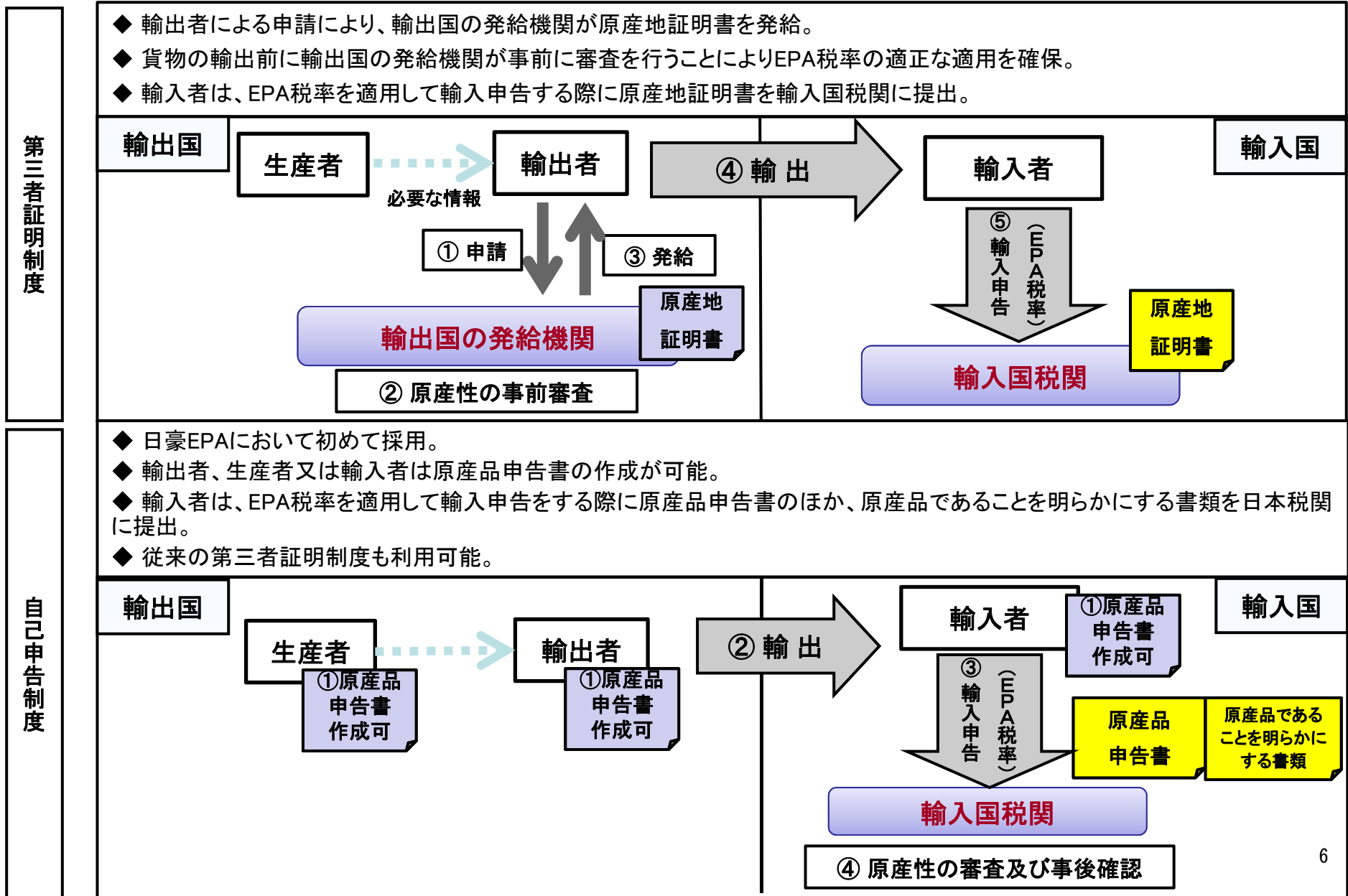
②原産地基準
生産された貨物が、「原産品」
であると認められること(=**原産地基準**を満たしていること)

③手続的要件
税関に対して、**原産地証明書**又は
原産品申告書等※1及び(必要に応じ)
運送要件証明書※2を提出するなど、
必要な手続きを行うこと

※1 原産品申告書等→原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類(詳細後述)



証明制度 (第三者証明制度と自己申告制度)



協定上の原産地に関する証拠書類の種類

協定第3.17条の規定により、

税関様式第5090-15(1)号
ORIGINAL
Form JA-EPA

1. Goods Consigned from (Exporter or Producer's name, address and country)		Certificate of Origin No.	
		JAPAN – AUSTRALIA ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (JA-EPA)	
2. Goods Consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)		CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate) Issued in AUSTRALIA	
3. Means of transport and route (if known) Shipment Date: Vessel's name/Aircraft etc.:		4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under JA-EPA <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reasons)	
5. Item number		7. Description of goods and HS tariff classification number (6 digits)	
6. Marks and numbers on packages		8. Preference Criteria (FVO, PE, PFR or Other - for each good)	
		9. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measurements	
		10. Invoice numbers and date(s) of invoice(s)	
11. Declaration and signature of authorised signatory		12. Declaration and signature of authorised signatory	
Place and date, name, signature and company of authorised signatory		Place and date, signature and stamp of issuing Authority Body	
13. Other Specifications: <input type="checkbox"/> Subject of non-party invoice <input type="checkbox"/> Issued Retroactively <input type="checkbox"/> De Minimis <input type="checkbox"/> Accumulation			

原産地証明書

第三者証明制度によるもの
(※様式はACCI発給のものとはAIG発給のもの2種類あります)

原産地証明書

または

税関様式第5282号

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所			
No.	2. 商品の概要 品名、包装の個数及び種別、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入番の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判別している場合)	3. 関税分類番号 6桁、HS 2012	4. 適用する原産性の基準 00、PE、PSR 適用するその他の原産性の基準 (DM、ACI)
5. その他の特記事項			
<input type="checkbox"/> 第三国インボイス			
6. 以上のとおり、2.に記載する商品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。			
作成年月日			
作成者の氏名又は名称		印又は署名	
作成者の住所又は居所		印又は署名	
代理人の氏名又は名称		印又は署名	
代理人の住所又は居所			
本原産品申告書の作成者 (□輸入者、□輸出者、□生産者)			
※0: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される商品、PSR: 実質的変更基準を満たす商品、DM: 僅少の非原産材料、ACI: 累積			

原産品申告書

自己申告制度によるもの

原産品申告書

のいずれかの文書が特恵待遇要求(=日豪EPA税率での申告)の際に提出する証拠書類。

通関時の留意点

- 原産地に関する証拠(書類)の提出義務。
(協定第3.17条2(c)、関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)
 - 輸入申告の際に提出しなければならない
- 以下の場合には、提出を要しない。
(協定第3.18条、関税法第68条、関税法施行令第4条の12第2項第5号、第61条第1項第2号イ、第83条第3項)
 - 日本への輸入の場合：課税価額の総額が20万円以下の貨物
 - 輸入国が義務を免除する貨物：AEO事業者に係る特例申告貨物については原産地証明書又は原産品申告書等の提出に代えて保存

Ⅱ. 自己申告制度について: 日豪EPAにおける新たな制度

日豪EPAにおける原産地手続

原産品申告書 留意事項

- ・ 作成者： 輸入者、輸出者又は生産者（代理（通関業者）可）
（協定第3.16条1）
- ・ HS番号の表記：HS2012に従う（協定附属書1）
- ・ 記入言語：英語。日本の輸入者が作成する場合日本語可（実施取極第2.3条）※
- ・ 提出時期：輸入申告の際に提出（原産地証明書に同じ）
- ・ 提出方法：税関様式に記載し提出（課税価格総額20万円以下等は提出省略可）
- ・ 有効期間：作成の日から1年間（協定第3.16条2（e））
- ・ 対象となる輸入：1回限り（協定第3.16条2（f））
- ・ 軽微な誤り：税関の判断にて受理が可能※（実施取極第2.5条）
- ・ 書式：税関様式C第5292号（税関様式関係通達）

※1実施取極とは：経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一・十二条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極

※2軽微な誤りの例：例えば、原産品の品名欄に、「ワイン」を誤って「ウイン」とミスタイプした場合など。

原産品申告書 記入事項1

<原産品申告書記載要領>

税関様式C第5292号

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

<p>1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>品名の記載は、製品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。</p>	<p>例えば、グロス重量又はネット重量。製品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。</p>	<p>製品の関税分類番号を6桁レベル (HS2012年版) で記載。</p>
<p>No.</p>	<p>2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報 (判明している場合)</p>	<p>3. 関税分類番号 (6桁、HS 2012)</p>	<p>4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)</p>
<p>原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス (第三国インボイスを除く。) の番号・日付。</p>			<p>該当する特惠基準 (WO、PE、PSR) のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じて DMI、ACU を記載する。</p>

製品毎に記載する。

品名の記載は、製品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。

例えば、グロス重量又はネット重量。製品がこん包されていない場合には、「バルク」と記載する。

製品の関税分類番号を6桁レベル (HS2012年版) で記載。

原則として日本への輸入通関に用いられるインボイス (第三国インボイスを除く。) の番号・日付。

該当する特惠基準 (WO、PE、PSR) のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じて DMI、ACU を記載する。

原産品申告書 記入事項2

<p>5. その他の特記事項</p> <p><input type="checkbox"/> 第三国インボイス</p>	<p>第三国のインボイスを使用する場合、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載。</p>
<p>6. 以上のとおり、2. に記載する製品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。</p>	
<p><u>作成年月日</u></p> <p><u>作成者の氏名又は名称</u></p> <p><u>作成者の住所又は居所</u></p> <p><u>代理人の氏名又は名称</u></p> <p><u>代理人の住所又は居所</u></p>	<p>本原産品申告書の作成を委託する場合はその依頼者。</p> <p>印又は署名</p> <p>印又は署名</p> <p>自署又は署名の形状の印字。</p>

本原産品申告書の作成者（輸入者、輸出者、生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、PSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

原産品であることを明らかにする書類

原産品申告明細書(様式)に必要事項を記載し、これに関係書類を添付して提出。

税関様式C第5293号

明細書に添付する書類

原産品申告明細書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における製品の番号	3. 製品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明	
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名
作成	年 月 日

及び

産品	関係書類の例
オーストラリア協定第3・3条に規定する産品	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等(当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。)
同協定第3・2条(b)に規定する産品	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等(ただし、すべての一次材料(産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。)がオーストラリアの原産品であることを確認できるものに限る。)
同協定第3・2条(c)に規定する産品のうち、関税分類変更基準を適用するもの	総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等(ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類(2桁)からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁までで足りるので留意。)

ただし、**事前教示**を取得している場合などは、原産品であることを明らかにする書類は省略可。

原産品であることを明らかにする書類 留意事項

- ・ **提出時期**：輸入申告の際に提出（原産品申告書に同じ）
- ・ **提出方法**：税関様式（原産品申告明細書）に必要事項を記載し、これに原産品であることを明らかにする書類を添付し提出

また、以下の場合、提出を省略できる

- ① 文書による事前教示を取得している場合
- ② 一次産品（鉱物等）であって、契約書等の通関関係書類により、豪州の完全生産品であることが確認ができる場合
- ③ 課税価格の総額が20万円以下の場合

文書による事前教示を取得している場合 原産品であることを明らかにする書類の提出が省略可能 ～輸入申告例～

IDA AID 輸入申告事項登録(輸入申告)

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

大額/少額* 申告等種別* 申告先種別 貨物識別 申告番号
 あて先官署 あて先部門 識別符号
 申告等予定年月日 / /
 輸入者
 住所
 電話
 設置場所* 申告等予定者

輸入承認証等1 **事前教示番号を入力**

4

取卸港 積出地 - 貿易形態別符号

戻税申告 貿易管理令 輸入承認証 内容点検結果 調査用符号

他法令 共通管理番号 食品 植防 動検

輸入承認証等1 2 3
 4 5

仕入書識別* 電子仕入書受付番号 仕入書番号
 仕入書価格 - - -
 運賃 - - 保険 - - -
 評価 包括評価番号 補正 - -

BPR係数合計 搬入予定

納期限延長 BPR申請事由 納付方法 口座番号 担保番号

記事(税関)
 記事(通関)
 記事(荷主)
 社内整理番号

NACCS申告

輸入(納税)申告書
 (内国消費税等課税標準数量申告書併用)

申告年月日 年 月 日

EC	IS	EN	EA	EP
EU-SMP	ISW	ENW	EAC	ISW

あて先 税関(取)印番
 運搬船(機)名

輸入者 住所氏名印 電話番号
 入港年月日 年 月 日
 原産地 (国)

代理人 住所氏名印 電話番号
 税関別番号 (都道府県名)

仕出人 住所氏名 輸入/輸入品輸入者
 申告番号(CITF) 税関 品名 数量
 △内国消費税等課税標準数量 △種別率・税率 △内国消費税等税額

品名	単位	数量	課税標準		課税額	減税区分
			△内国消費税等課税標準数量	△種別率・税率		
()						
()						

添付書類(許可・承認・申請等)輸入承認又は契約許可番号

事前教示番号を記載

届出(税関) 届出(税関) 届出(税関)
 届出(税関) 届出(税関) 届出(税関)
 届出(税関) 届出(税関) 届出(税関)
 届出(税関) 届出(税関) 届出(税関)
 届出(税関) 届出(税関) 届出(税関)

社入 輸入書送付済 申告書 収納

社入書に付する書類 関税以外の各種許可・承認類
 原産地証明書 協定名
 輸入原産地証明書 食品・植物・家畜・薬物・化学

関記 1. 当該申告書は輸入申告書として下取り。この申告書の上記欄を填寫又は納付する各欄目に記入する。この申告書に基づき税関において取扱いがある場合は、その

マニュアル申告

(規格A4)

原産品申告明細書 留意事項

(税関様式関係通達)

- ・ 作成者： 輸入者 (代理(通関業者)可)
- ・ 記入言語： 日本語
- ・ 提出時期： 輸入申告の際に提出 (原産品申告書に同じ)
- ・ 提出方法： 税関様式に必要事項を記載し作成
- ・ 対象となる輸入： 1回限り
- ・ 書式： 原産品申告明細書 税関様式C第5293号

原産品申告明細書様式 記入事項1

<原産品申告明細書記載要領>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 (原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。)	
2. 原産品申告書における製品の番号 (該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄1欄毎に明細書を作成。)	3. 製品の関税分類番号 (製品の関税分類番号を6桁レベル(HS2012年版)で記載。)
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 (4欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。) <ul style="list-style-type: none"> ・WO: 豪州において完全に得られた製品であることを確認できる事実 ・PE: すべての一次材料(製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。)が原産材料となっていることが確認できる事実 ・CTC: すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類変更があることが確認できる事実 ・VA: 製品のFOB価額とすべての非原産材料の価額による計算式(原産資格割合=(製品のFOB価額-非原産材料の価額)/製品のFOB価額×100)によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実 ・SP: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実 ・その他の原産性の基準: 輸入しようとする製品が日豪EPAに規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実 	

製品に適用する原産性の基準について、WO、PE、PSR、のいずれか1つに必ずチェックを付す。
 なお、PSRにチェックを付した場合には、CTC(関税分類変更基準)、VA(付加価値基準)、SP(加工工程基準)のいずれか1つに必ず、また必要に応じてDMI、ACUにチェックを付す。

原産品申告明細書様式 記入事項2

- ◆ 原産品申告明細書中の説明事項の記載内容は輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なる。
- ◆ 以下のような事実・関係書類に基づき、輸入産品が原産性を満たしていることを説明欄に記載する。

【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる事実

【原産材料のみから生産された産品の場合】

全ての一次材料(※)が豪州の原産品であることを確認できる事実

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす産品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料の価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる製造工程

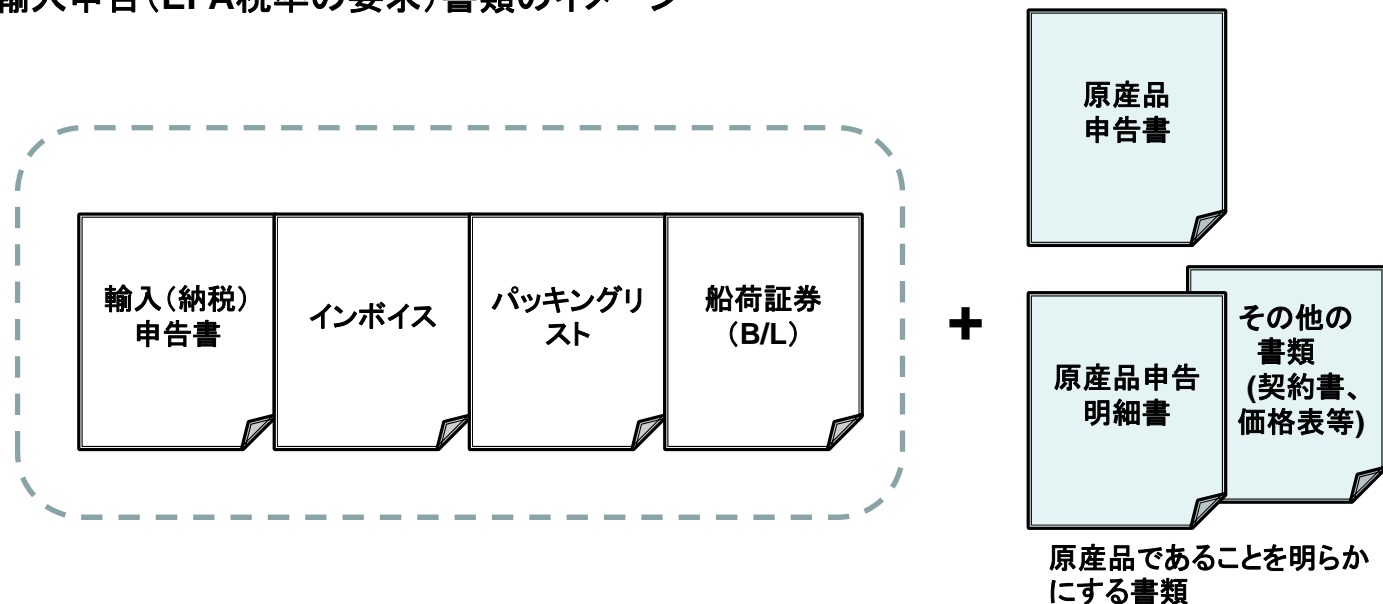
原産品申告明細書様式 記入事項3

<p>いずれか1つに必ず チェックを付す。</p>	
6. 上記5. の説明に係る証拠書類の所有者 □生産者、□輸出者、□輸入者	
7. その他の特記事項	6欄においてチェックを付した証拠書類の所有者と8欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名
作成 年 月 日	<p>自署又は署名 の形状の印字。</p> <p>(規格A4)</p>

具体的な輸入申告方法

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



原産品申告書作成例

(例:ワイン)

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第 5292 号

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン株式会社 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類番号 (6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、ACU)
1	ワイン (750ml) 1,000 カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L (船荷証券): No. AB00001	第 2204.21 号	PSR
5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2. に記載する製品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5

作成者の氏名又は名称 税関商事 (株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス (株) 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区豊が岡 3-1-1



本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される製品、PSR: 実質的変更基準を満たす製品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

原産品であることを明らかにする書類 (例:ワイン)

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4 で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項): 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項): 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表 (材料一覧表)

品名: ワイン (750ml)

品番: 〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
合 計					

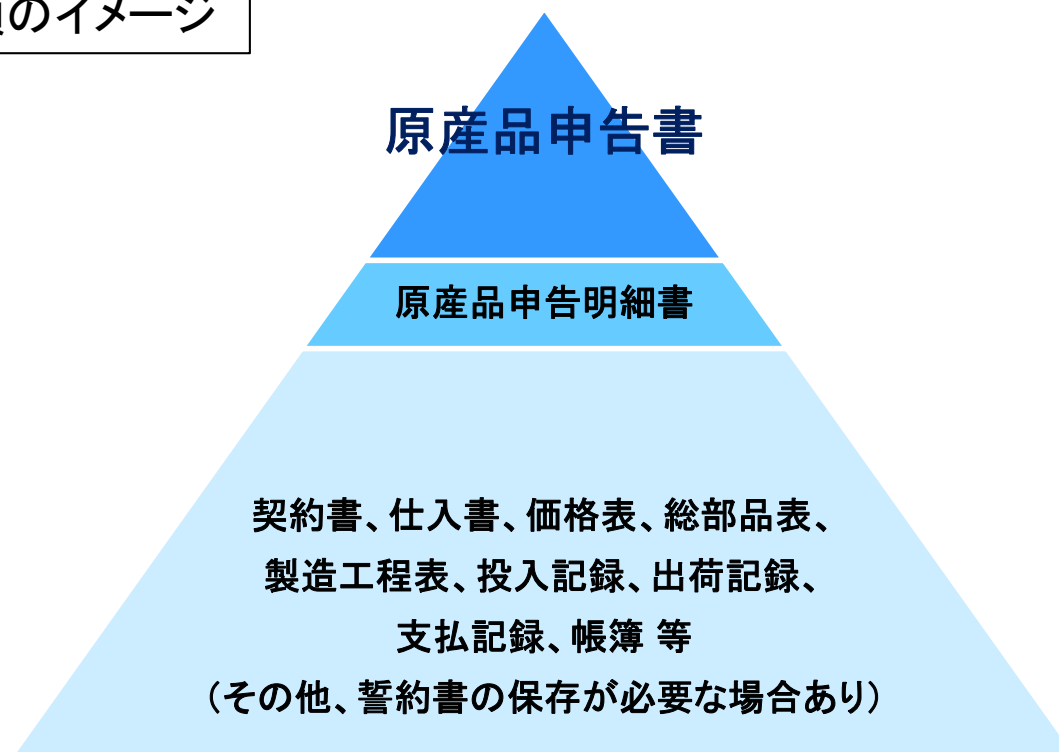
(規格 A 4)

記録の保管に関する義務（協定第3.20条）

書類の保存（輸入面）

- ◆ 輸入者は、関係書類を輸入許可の日の翌日から原則として5年間保存する必要がある。
- ◆ 保存書類は、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

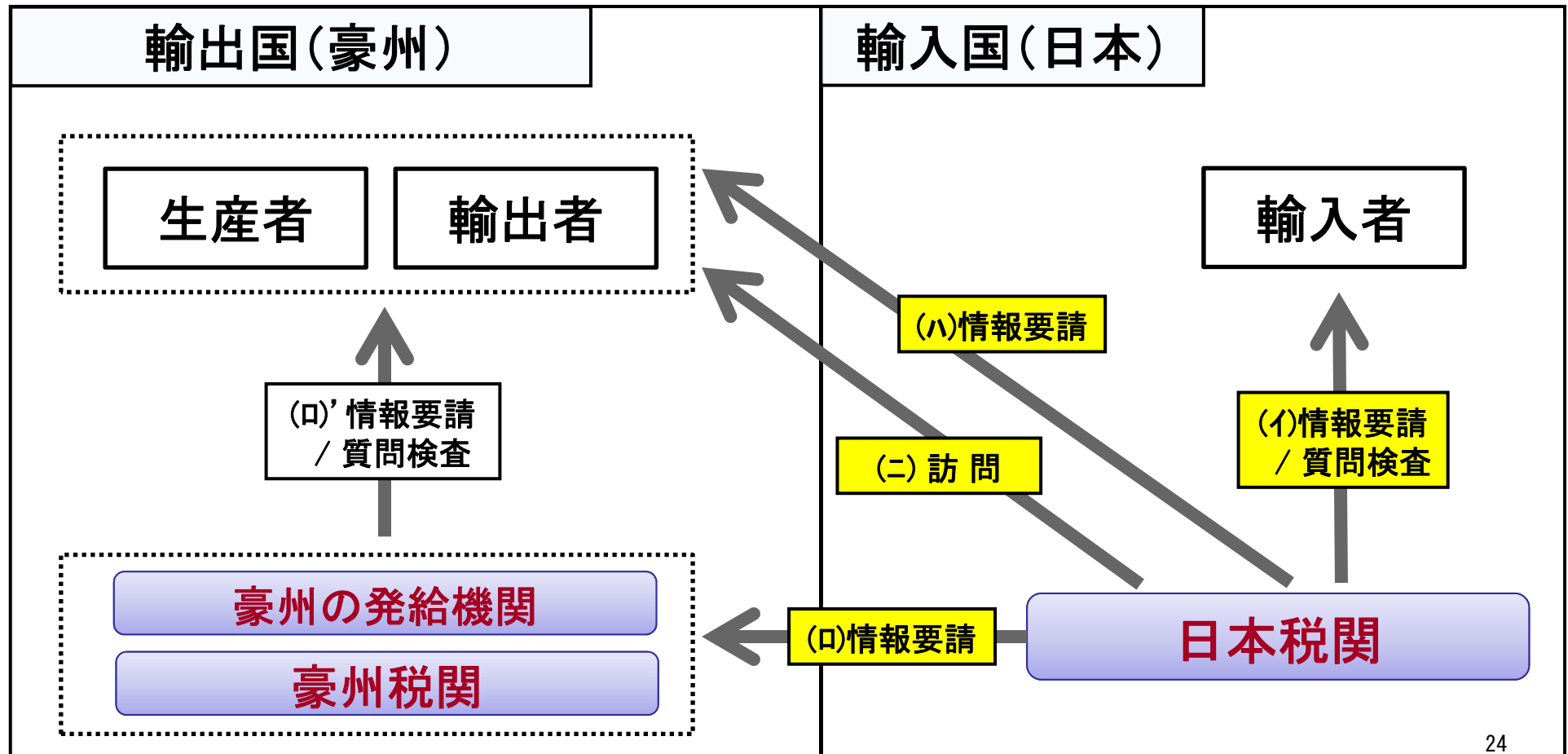
保存書類のイメージ



※輸入申告の際に税関へ提出した書類については保存書類の対象とはなりません。

事後確認手続等 (輸入締約国としての対応)

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
 - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
 - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
 - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)~(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。

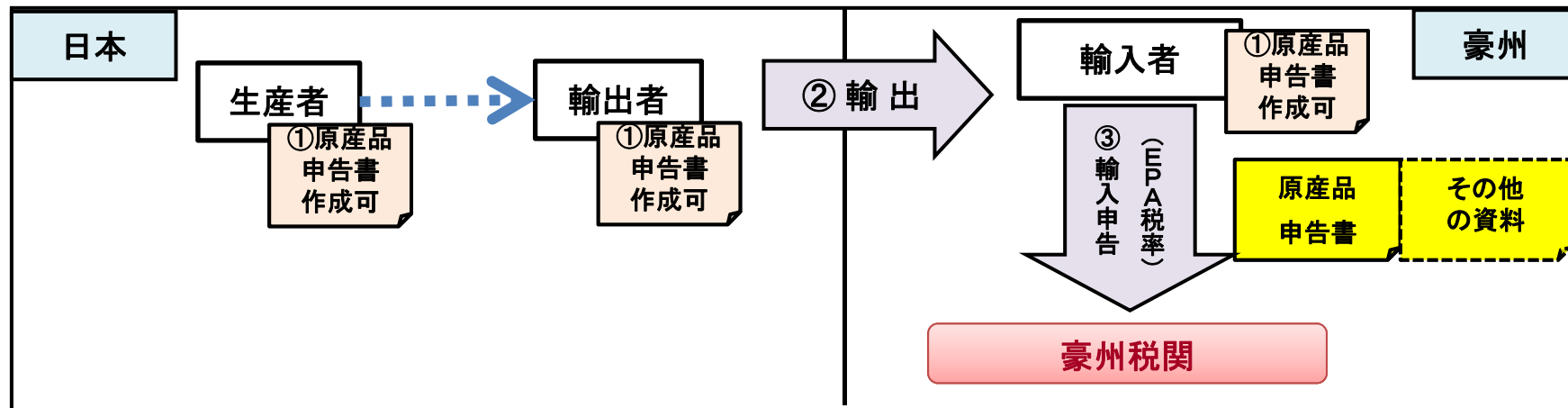


豪州に輸出する際の留意点-①

自己申告制度(日本からの輸出面)

- ◆ 豪州税関当局は輸入通関時に原産品申告書に加え、EPA税率の適正な適用の確保のため、必要に応じてその他の資料の提出を求めることとしている。
- ◆ 輸出者又は生産者は、わが国から輸出しようとする産品が原産品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成できる。
(注)輸出者は生産者の作成した誓約書(電子媒体可)に基づき原産品申告書を作成することも可能。
- ◆ 豪州税関においても事前教示制度が導入されている。豪州での具体的な輸入通関手続については、豪州税関ウェブサイト等を参照。

※日本から輸出する場合



※豪州税関ウェブサイト

<http://www.customs.gov.au/>

豪州に輸出する際の留意点-②

原産品申告書の作成者(日本からの輸出面)

- ◆ 輸入の場合と同じく、輸出者、生産者、輸入者のいずれかが作成可能。
- ◆ 英語で作成する必要がある。

Customs form C No.5292-3

Origin Certification Document
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
<input type="checkbox"/> Non-party invoice			

6. Certification
I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date _____

Name _____ (signature or stamp)

Address _____

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:
 Importer Exporter Producer

(1) 必要的記載事項

- ・ 輸出者の氏名又は名称及び住所
- ・ 生産者の氏名又は名称及び住所
- ・ 製品の概要(品名及び関税分類番号、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・ 仕入書の番号及び日付
- ・ 貨物の積送を確認するための情報等
- ・ 本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

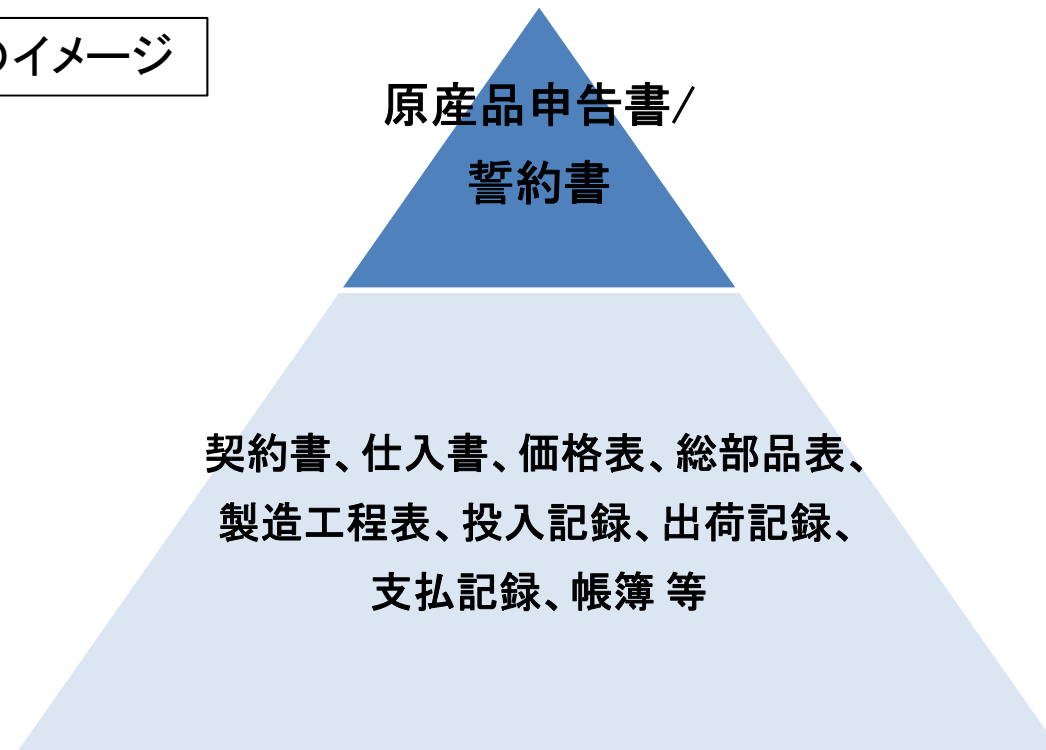
- ・ 豪州税関の指定するフォームを使用。
- ・ 英語により作成。

豪州に輸出する際の留意点-③

書類の保存(輸出面)

- ◆ 原産品申告書又は誓約書を作成した者は、関係書類を作成の日から原則として5年間保存する必要がある。
- ◆ 保存書類は原産品申告書や誓約書の写しのほか、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

保存書類のイメージ



豪州へ輸出する際の留意点-④

保存書類の例

記録の保管に関する義務(協定第3.20条)

総部品表、材料一覧表 等

関税分類変更基準

	材料名	HS	原産品か否か	製造(調達)国	備考
①	チタン鉱	26.14	原産品	オーストラリア	
②	塩素	28.01	否	マレーシア	
③	酸素	28.04	原産品	日本	
④	コークス	27.04	否	中国	

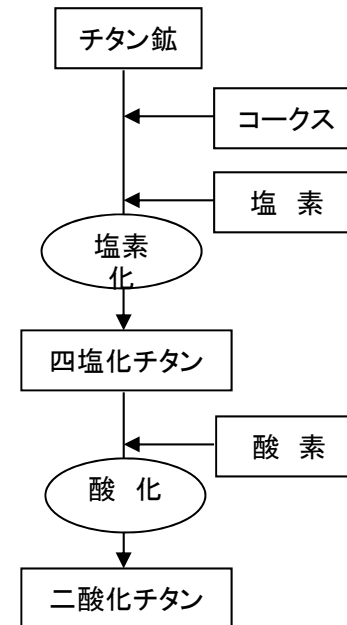
製造原価計算書、仕入帳 等

付加価値基準

	産品	FOB価格	非原産材料価格	原産資格割合	備考
	二酸化チタン	¥100,000	¥50,000	50%	
	材料名	単価	原産品か否か	製造(調達)国	備考
①	チタン鉱	¥20,000	原産品	オーストラリア	
②	塩素	¥10,000	否	マレーシア	
③	酸素	¥10,000	原産品	日本	
④	コークス	¥20,000	否	中国	

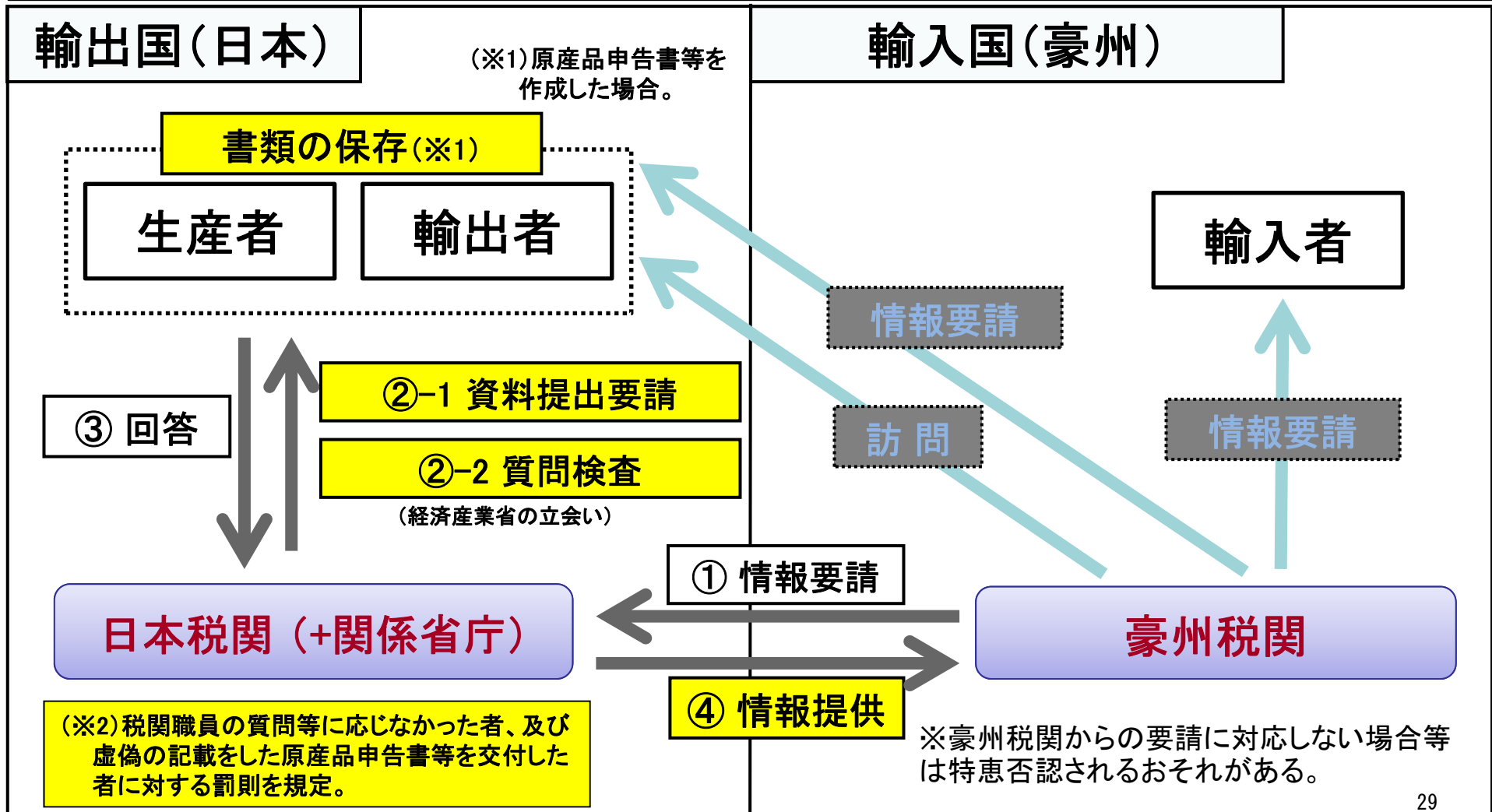
加工工程基準

製造工程フロー図、 生産示図書 等



情報提供等 (輸出締約国としての対応)

- ◆ 輸入締約国が貨物の原産性に疑義を持った際には、我が国の輸出者・生産者に対して事後確認手続がなされることがある。
- ◆ 輸入締約国の税関当局から輸出締約国の税関当局へ情報提供の要請があった場合には、関係省庁との協力の枠組みの下に、輸入締約国の税関当局に情報を提供。
- ◆ 輸出者又は生産者は、原産品申告書の内容を確認するために必要な書類等を5年間保存。
- ◆ 日本税関は、必要な限度において、輸出者又は生産者に対し、質問等を実施。



「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」について

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

協定において、特惠税率適用のために、輸入者等が自ら輸入貨物の原産性を申告する制度(自己申告制度)の導入に伴い、

- ① 輸出貨物について豪州の税関当局から原産性の確認に資する情報の提供要請があった場合に、財務大臣が必要な情報を提供する旨、
- ② その情報を収集するための輸出者等に対する質問検査及び書類の保存、等を規定。

参考：我が国輸出企業の保護に関する規定

《日豪経済連携協定》

- ◆ 提供された情報の秘密を保持する。(協定第1.7条1、第3.25条)
- ◆ 特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報の提供を要求するものではない。(協定第1.7条2)
- ◆ 検証はEPA税率の適正な適用を確保するために実施。(協定第3.21条)
- ◆ 情報提供要請等の手続は外交ルートを通じて行うこととされており、必ず政府が関与できることとなっている。(実施取極第2.6条1、2)
- ◆ 仮に協定上の権利の濫用があった場合には、原産地規則に関する小委員会や二国間協議、仲裁裁判手続において取り上げることができる。(協定第3.28条2、第19.4条1、第19.6条1)

《法律》(日豪経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)

- ◆ 豪州において、我が国が行う情報提供に相当する情報提供がなされない場合、秘密の保持が担保されていない場合、目的外で使用されるおそれがある場合、我が国の利益を害するおそれがある場合、原産品申告書等を作成した企業の同意がない場合には、情報提供を行わない。(法第3条第1項)
- ◆ 情報提供要請があった場合には経済産業大臣に通知し、情報提供に際しては経済産業大臣と協議し同意を得ることが必要。また、経済産業省職員の質問検査への立会いや関係大臣との協力が認められている。(法第3条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条)


Ⅲ.原產地證明書

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **HS 番号の表記**：HS 2012に従う（協定附属書1）
- ・ **発給機関**：豪州の権限ある当局（協定第3.1条(a)）
- ・ **記入言語**：英語（実施取極第2.3条）
- ・ **提出時期**：日本・輸入申告時
ただし、災害その他の場合、許可前引取りを行う場合には提出を猶予（協定第3.17条、関税法施行令第61条第4項）
- ・ **有効期間**：発給の日から1年間 遡及発給の場合、船積みの日から1年間
（協定第3.15条2(e)、実施取極第2.1条3、関税法施行令第61条第5項）
- ・ **対象となる輸入**：1回限り（協定第3.15条2(f)）
- ・ **軽微な誤り**：税関の判断にて受理が可能（実施取極第2.5条）

原産地証明書記載事項

税関様式C第5280-15(1)号
ORIGINAL

1. Goods Consigned from (Exporter or Producer's name, address and country)		Certificate of Origin No. Form JAEPA	
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country)		JAPAN – AUSTRALIA ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (JAEPA) CERTIFICATE OF ORIGIN <small>(Combined Declaration and Certificate)</small> Issued in AUSTRALIA	
3. Means of transport and route (if known) Shipment Date: Vessel's name/Aircraft etc.: Port of Discharge:		4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under JAEPA <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)	
5. Item number	6. Marks and numbers on packages	7. Description of good(s) and HS tariff classification number (8 digits)	8. Preference Criterion (WO, PE, PSR or Other -for each good)
			9. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measurements
			10. Invoice number(s) and date(s) of invoice(s)
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (country) and that they comply with the rules of origin, as provided in Chapter 3 of the Japan – Australia Economic Partnership Agreement for the goods exported to JAPAN (importing country)		12. Certification On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Japan-Australia Economic Partnership Agreement.  AUSTRALIAN CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY Level 3, Commerce House, 24 Brisbane Avenue, Barton A.C.T. 2600, Australia Telephone International +61(0) 6273 2311 - Local (02) 6273 2311 ABN 89 008 391 795 Authorized to issue Certificates of Origin by the Government of the Commonwealth of Australia This form © Australian Chamber of Commerce and Industry 2014	
Place and date, name, signature and company of authorised signatory		Place and date, signature and stamp of Issuing Authority/ Body	
13. Other Specifications: <input type="checkbox"/> Subject of non-party invoice <input type="checkbox"/> Issued Retroactively <input type="checkbox"/> De Minimis <input type="checkbox"/> Accumulation			

様式の一例 (ACCI発給のもの)

取扱いは従来のEPAの原産地証明書と基本的に同じです。
(※様式にはACCI発給のものとはAIG発給のもの2種類あります)

(記載事項)

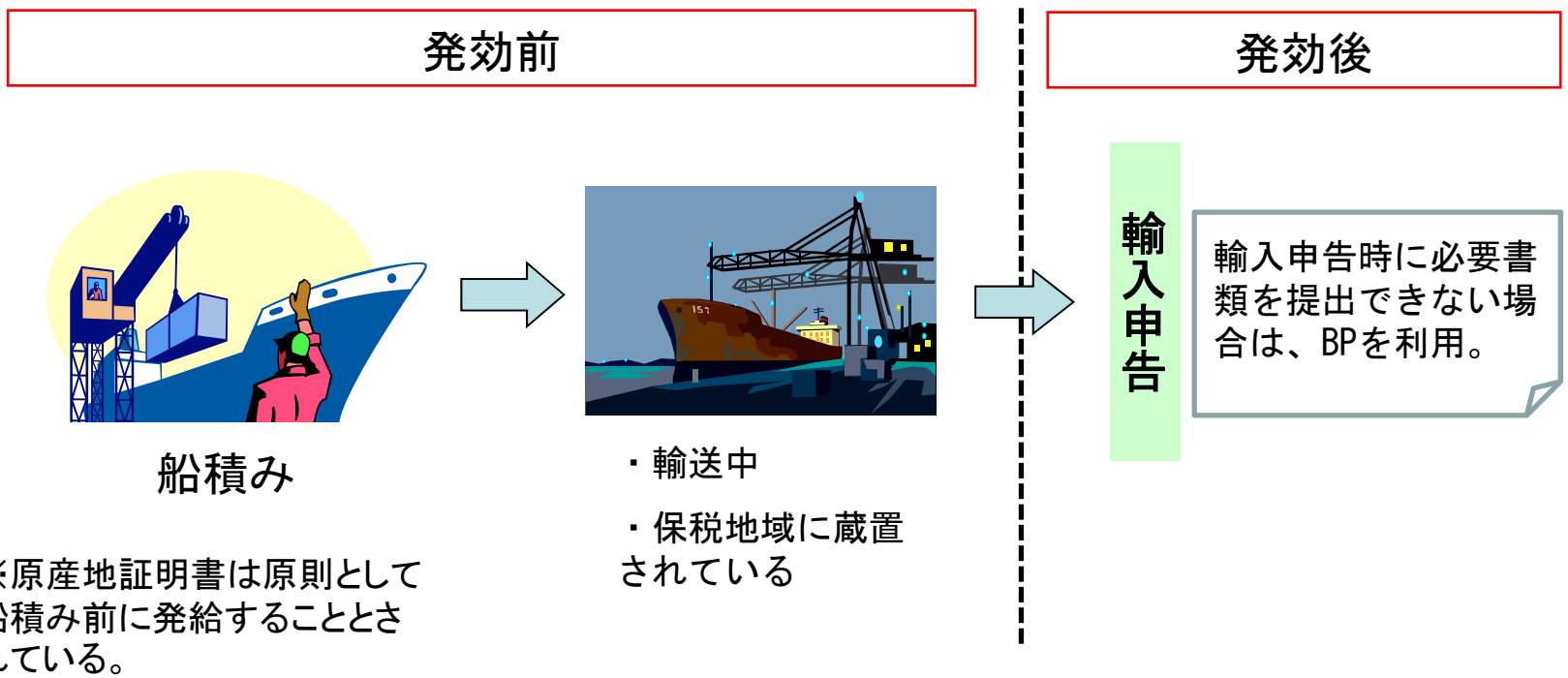
- 輸出者又は生産者
- 証明番号
- 品名及びHS番号
- 特恵の基準
- 第三国インボイスの使用についての記述
- 輸出締約国発給機関の証明 等

税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

IV.通関手続上の留意点

協定発効前に船積みされた貨物の取扱い①

- 輸入申告の際に日豪EPA上の原産地証明書又は原産品申告書等を提出できる場合、日豪EPA税率の適用が可能。
- 上記書類を提出できない場合、提出猶予の申し出・許可前引取り(BP)申請を行い、事後に、原産地証明書(遡及発給されたもの)又は原産品申告書等を提出することにより、日豪EPA税率を適用可能。



協定発効前に船積みされた貨物の取扱い―②

(日豪EPA協定関連条文)

協定本文

第3.27条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

1 輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特惠待遇を与える。

(a)当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

(b)税関管理(当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。)から引取りを許可されていない原産品

実施取極※

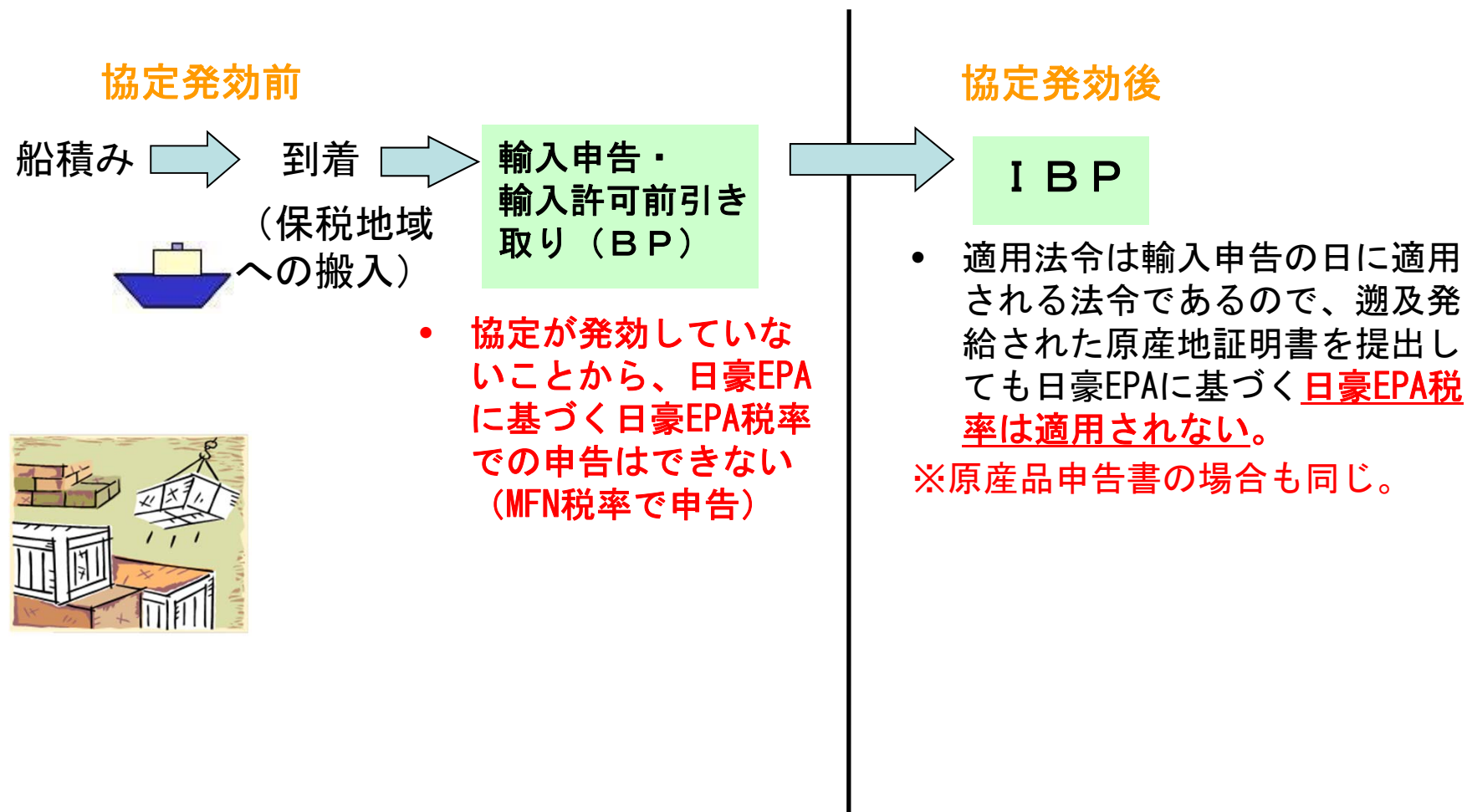
第2.1条 原産地証明書の発給

3 原産地証明書が船積みの時までに発給されなかった例外的な場合において、輸出者又は生産者の要請があったときは、輸出締約国政府の国内法令に従って原産地証明書を船積みの日から十二箇月以内に遡及して発給することができる。この場合には、当該原産地証明書の関連する欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」と記載しなければならない。遡及して発給された原産地証明書は、その関連する欄に船積みの日を記載する。

※原産品申告書の場合は船積み日にかかわらず、作成できる。

協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー③

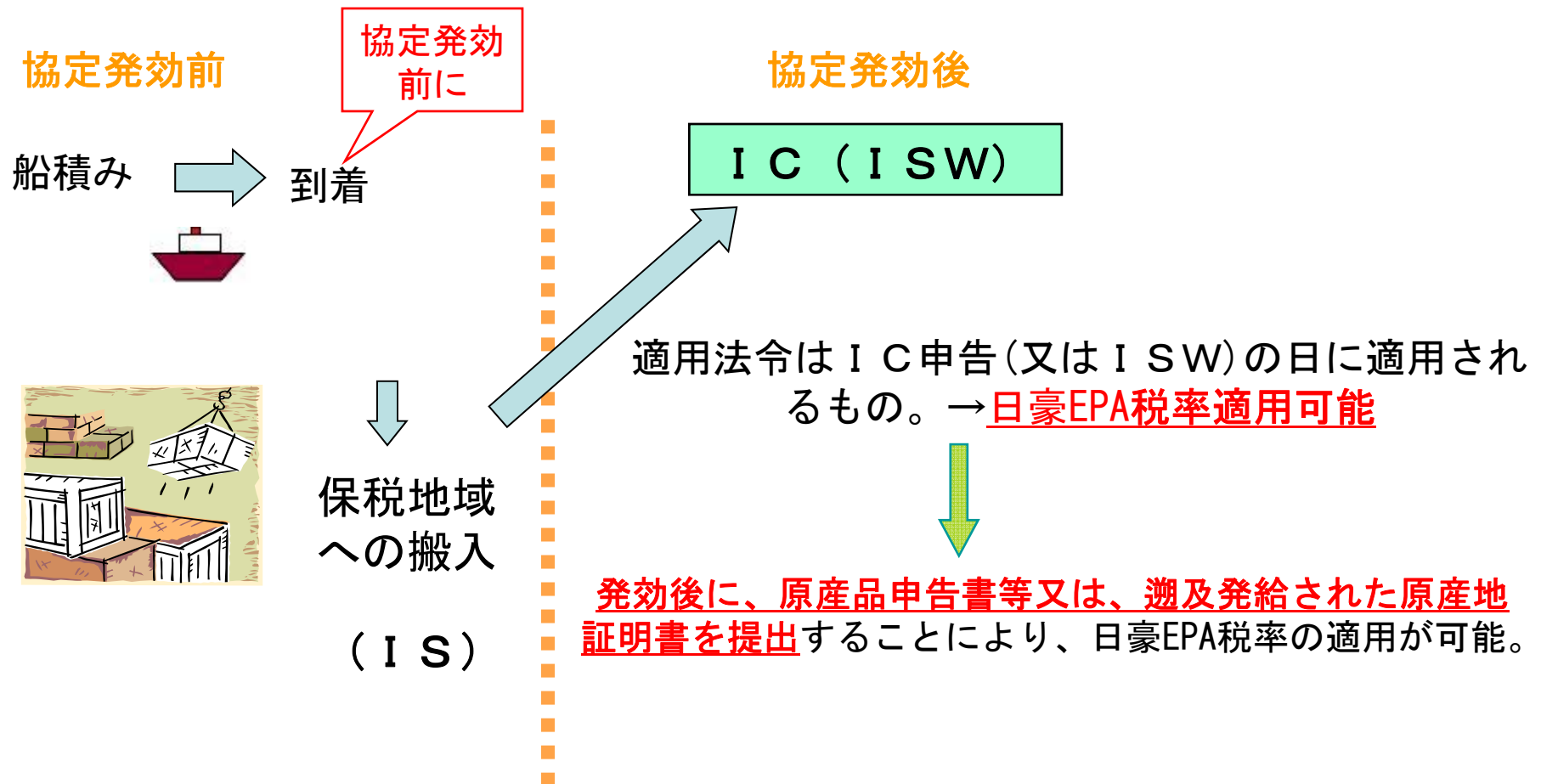
◎協定発効前に何らかの理由でBP承認を受けてしまった場合…



MFN税率(最恵国税率) : 特惠税率ではない、いわゆる一般税率

協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー④

◎日豪EPA税率が新たに適用される品目について



協定発効後に原産地証明書又は原産品申告書 等が提出できない場合の対応

協定は発効したものの、諸般の事情で、日豪EPAの原産地証明書又は原産品申告書等が提出できない場合

→日豪EPAの原産地証明書又は原産品申告書等の提出猶予を申し出のうえ、輸入許可前引取り(BP:担保の提供が必要)を行い、後で原産品申告書等又は遡及発給された原産地証明書を提出することにより、日豪EPA税率の適用が可能。

(注)原産品申告書等 = 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての

輸入者の皆様へ

「文書による事前教示」 をご利用ください！



カスタム君

【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い（法令の適用・解釈等）についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入予定貨物の原産地の扱い、特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。
- また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになります。
- 税関が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・ 税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）からダウンロードできます。
- ・ トップページでのピックアップ中「税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。

○ 原産地については、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。 》

- ・ 税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）からご覧になれます。

事前教示制度

事前教示回答事例 (原産地)

事前教示回答事例 (原産地関係)

登録番号	1140000	税関	東京	処理年月日	2014/〇/〇
一般的品名	ハンドバッグ			税番	42.02
回答	日インドネシア経済連携協定上の インドネシア原産品と認められる。	特惠種別	日インドネシア協定		
貨物の概要	<p>品 名 : ハンドバッグ (関税率表第 42.02 項)</p> <p>原 材 料 : ①牛革 (第 41.07 項)、②裏布 (第 52.08 項)、③ファスナー (第 96.07 項)、 ④バックル (第 83.08 項)、⑤縫製糸 (第 54.01 項)、⑥接着剤 (第 35.06 項)</p> <p>製造工程 : インドネシアにおいて、裁断、縫製等を経て本事前教示に係るハンドバッグを製造する。</p>				
認定理由	<p>上記原材料については、すべて非原産材料として扱う。</p> <p>非原産材料を使用してインドネシアにおいて生産される関税率表第 42.02 項に分類される産品が、日インドネシア経済連携協定 (以下、「協定」という。) 上のインドネシア原産品と認められるためには、協定の附属書 2 品目別規則に規定する「第 42.01 項から第 42.06 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更」を満たさなければならない。</p> <p>本品に使用される非原産材料は、いずれも第 42 類以外の類に分類されるものであることから第 42.02 項の品目別規則を満たしており、本品は協定上のインドネシア原産品と認められる。</p> <p>ただし、協定に基づくインドネシア原産品に対する税率の適用にあたっては、協定第 3 章、関税法施行令第 61 条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。</p>				

- 日豪EPA条文（原産地規則含む）
外務省HP

和文テキスト：http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22_001179.html

英文テキスト：http://www.mofa.go.jp/ecm/ep/page22e_000430.html

・ 適用税率等

日本税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>)

※『「自己申告制度」利用の手引き』を公表。

豪州税関ホームページ (<http://customs.gov.au/default.asp>)

豪州の税率 (<http://customs.gov.au/tariff/tariff2012.asp>)

「自己申告制度」利用の手引き

- ◆ 自己申告制度の円滑な利用、活用のため、日本税関ウェブサイト
日豪EPA「自己申告制度」利用の手引きを公表。
- ◆ 日本税関ウェブサイト (<http://www.customs.go.jp>)

日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き

I. 日豪EPA原産地規則

1. 概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について
4. 積送基準について
5. 事後確認について

2. 日本からの輸出面

- (1) 概要
- (2) 原産品申告書等の作成方法
- (3) 書類の保存
- (4) 豪州税関による原産性の確認への対応
- (5) 実際の輸出に即した書類作成例

II. 自己申告制度の利用

1. 日本での輸入面
 - (1) 概要
 - (2) 輸入申告の方法
 - (3) 原産品申告書の作成方法
 - (4) 原産品であることを明らかにする書類
(明細書等)の作成方法
 - (5) 書類の保存
 - (6) 実際の輸入に即した書類作成例

III. FAQ

1. 総論
2. 日本での輸入面
3. 日本からの輸出面

IV. 関連協定・法令等

1. 協定
2. 法律
3. 政令
4. 通達(様式含む)

問合せ先:税関の原産地担当部門

【豪州税関からの情報提供要請に係る問い合わせ先】

	電話番号	メールアドレス
財務省関税局関税課原産地規則係	03-3581-4111(代表)	gensanchi@mof.go.jp
東京税関業務部総括原産地調査官	03-3599-6528	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

【事前教示制度等、自己申告制度を含む原産地規則に係る問い合わせ先】

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4256	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8665	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp

了